

資料編

URESHINO-CITY Master Plan Concerning City Planning/ 2012-2030

嬉野市都市計画マスタープラン策定経緯

日 程		会 議 名	開催内容
平成21年	10月1日	第1回作業・検討合同部会	・都市計画マスタープランの説明
	10月8日	第1回策定委員会	・嬉野市の特性について
平成22年	1月20日	第2回作業部会	・アンケート調査結果について ・まちづくりの基本的課題について
	1月26日	第2回検討部会	
	2月9日	第2回策定委員会	
	3月12日	第3回作業・検討合同部会	・まちづくりの基本的課題について ・まちづくりの目標について
	3月26日	第3回策定委員会	
	6月17日	第4回作業部会	・まちづくりの目標について ・将来都市構造について ・地域区分について
	7月22日	第4回検討部会	
	8月5日	第4回策定委員会	
	10月21日	第5回作業・検討合同部会	・部門別まちづくり方針について ・地域区分について
	12月24日	第5回策定委員会	・部門別まちづくり方針について ・地域別まちづくり方針について
平成23年	3月25日	第6回策定委員会	・全体構想について
	8月25日	第6回作業・検討合同部会	・全体構想について（部門別方針の再検討） ・地域別構想について
	9月1日	第7回策定委員会	・全体構想について（部門別方針の再検討） ・地域別構想について
	11月7日～11月10日	地域別地元説明会	・地域別構想について
	11月30日	第8回策定委員会	・全体構想について（部門別方針の再検討） ・地域別構想について
平成24年	1月17日	第7回作業・検討合同部会	・計画実現に向けた管理方針について ・庁内調整案最終確認
	2月16日～3月15日	パブリックコメント手続き	・計画案（全般）について
	3月6日～3月7日	地元説明会	・計画案（全般）について
	4月6日	第9回策定委員会	・計画案最終確認

嬉野市都市計画マスタープラン策定委員名簿

分野	所属・役職	平成21年度	平成22年度	平成23年度
学識経験者	佐賀大学 教授	外尾 一則 ◎		
	嬉野市農業委員会 副会長	谷口 司郎		
市民代表	塩田津町並み保存会 副理事長	筒井 省吾		
	嬉野市婦人連絡協議会 会長	藤山 直子	芦塚 典子	
	嬉野市景観計画策定委員	村島 秀典		
	(社)嬉野温泉観光協会 専務理事	宮崎 朋晴		
	市民の代表	堤 好幸		
	うれしの男女ネットワーク 代表	永尾 春子		
	嬉野市商工会女性部	山口 ひろみ		
行政	嬉野地区行政嘱託員	永末 辰次郎 ○		
	塩田地区行政嘱託員	中山 廣文	中島 和廣	
	佐賀県まちづくり推進課課長	西村 平		
	嬉野市職員	岸川 久一	坂本 健二	
	嬉野市職員	田代 勇	中島 文二郎	
	嬉野市職員	一ノ瀬 真		

◎ 委員長 ○ 副委員長

【あ行】

アイデンティティ	主体性。環境や時間の変化に関係なく他と差別化を図るための独自性。
アウトカム指標	ある政策等によりサービス等（ある施策等の対象者に直接に提供された金銭、モノ、またはサービス）を提供した結果としてもたらせる成果を指標としたもの。
アクセス	目的地へ到達すること。または、その経路・手段。
アクセシビリティ	目的地への到達性（到達のしやすさ）。
アメダス（AMeDAS）	気象庁の地域気象観測システム。
アメニティ	環境などの快適性。
移動制約者	さまざまな移動・交通行動において介助や機器を必要としたり、困難や身体的苦痛を伴ったり、安全な移動が困難であるなどの制約を受ける人。高齢者・障がい者だけでなく、妊産婦、幼児連れの人、荷物を持つ人など広い枠組みで捉える。本計画では、子どもなど車社会において移動手段に自家用車を用いない人を指す。
インフラ	インフラストラクチャーの略。社会的経済基盤と社会的生産基盤とを形成するものの総称。
温室効果ガス（GHG）	地球に温室効果をもたらすガス。二酸化炭素、メタン、亜鉛化窒素、フロンなど。

【か行】

外郭	そとまわり、外側のもの
開発許可制度	切盛土などの造成によって土地の区画形質を変え、農地や山林など宅地以外の土地を宅地にする開発行為を規制・誘導し、計画的なまちづくりを図ることを目的とした都市計画法における許可制度。
開発行為	建築物の建築又は特定工作物を建設する目的で土地の区画形質を変更すること。
買回品	婦人服・呉服・靴といった、消費者が価格・品質・色・デザインなどを比較検討したうえで購入する商品。⇄最寄品
改良済	計画路線が計画通りに整備されている状態。
概成済	計画路線上、あるいは、隣接して供用している道路があり、かつ、その道路の幅員が計画幅員の3分の2以上ある状態。
界限	そのあたり一帯。付近
狭隘道路	車の通行に支障のある道幅の狭い道路。幅員4m未満の道路のこと。
郷土	故郷。その地方・土地。
共同体	家族や村落など、血縁や地縁に基づいて自然的に発生した閉鎖的な社会関係、または社会集団。協同体。
クオリティ・オブ・ライフ（QOL）	生活の質。人間らしい望みどおりの生活を送ることができるかを図る尺度として働く概念。単に質が高い生活というだけでなく、充実感や満足感のある生き方ができるかの視点で判断される。
グローバル化	社会的、経済的な連関が国家や地域などの圏域を越え、地球規模に拡大する現象。
工業統計	製造業の民間事業所の活動を把握するために、経済産業省が毎年行うセンサス。
工業立地法	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行なわれるよう、敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力・地熱発電所を除く）の工場の新設・変更等に対し、生産施設を敷地の一定割合以下に制限するとともに、敷地内に一定割合以上の緑地等を設置し届け出ることを義務付ける法律。

交通結節点	鉄道駅、インターチェンジ、バスターミナルなど複数の交通手段（徒歩を含む）が集散的に結節し乗り継ぎが行われる場所。
交通鎮静化	走行路の蛇行や凹凸の設置など道路構造上の工夫による自動車の走行速度の抑制と、必ず元の位置に戻らなければならない道路網などによる通り抜けの防止、歩行者空間や生活空間が違法駐車に占領されないように駐車可能な空間を花壇などで減らすなどの取り組み。
国勢調査	全国都道府県及び市町村の人口等明らかにし、各種施策の企画・立案のための基礎資料を得ることを目的に、国内全居住者を対象に、総務省統計局が5年ごとに行う調査。
コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。
コンセンサス	意見の一致。合意。
コンパクトなまちづくり	人口の少子高齢化や環境問題、財政状況の悪化等を踏まえ、拡大・拡散を伴う都市化社会から、都市型社会への移行をめざし、消費や生産、公共サービスなどさまざまな機能をコンパクトに集中させることで都市の活力を持続させるまちづくり。
コンベンション	集会。大会。

【さ行】

社会的地域組織	本計画では、住民・地権者・事業者等で構成した、行政サービス以外の地域のまちづくりを主体的に企画・開発・運営する組織を指す。街並み環境の整備や地域の公共物（公園など）の維持管理、防犯・防災活動、イベント開催など活動は多岐にわたる。
集客	客を集めること。または、客が集まること。
集約型都市構造	都市の無秩序な拡散を抑制し、都市機能の集積を促進する集約拠点とその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携した都市構造。
商業統計	商業の実態を調査するために、経済産業省が3年ごとに行う商業を営む事業所の全数調査。
新エネルギー	太陽、風力、地熱等の自然エネルギー、メタノール等の合成燃料、並びに燃料電池やゴミ発電等の新しいシステムを含めたエネルギー。
親水空間	河川などの水に親しむ、または、水との親和性がある空間。
ストロー効果	交通網の開通・発達により、交通基盤の「口」として経済活動が集中する都市・地域と、消費などの都市活動が流出する都市・地域に分かれ、発展したり衰退したりする現象。
センサス	すべてを対象に行う調査。
線引き制度	区域区分。都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度。
総合型地域スポーツ/文化クラブ	総合型地域スポーツクラブ（多様性を持ち、日常的に活動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個々人のニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポーツクラブで、内輪で楽しむ「私益」ではなく、地域住民に開かれた「公益」を目指した、経営意識を有する非営利的な組織）を文化系活動にまで広げたもの。

【た行】

ターミナル	鉄道・バスなどの終着駅。また、交通路線が集中し、発着する所。
耐久消費財	自動車、家電、家具など長期に渡って使用される商品。
ダウンサイジング	規模を縮小すること。コストダウンや効率化のために小型化すること。
多自然居住地域	中小都市と中山間地域を含む農山漁村等の豊かな自然に恵まれた地域。
種地	開発等に利用し、将来役に立つ土地。
地区計画	都市計画法の制度で、住民の意見を反映させて地区単位でつくる、地区独自のまちづくりのルールとなる計画。

知識集約型産業	研究開発、デザイン、専門的知識など、高度で多面的な知的労働や高度な組立て技術が必要とする産業。
着地型観光	旅行者を受け入れる側の地域（着地）側が、その地域でおすすめの観光資源を基にした旅行商品や体験プログラムを企画・運営する観光の形態。 ⇒発地型観光（旅行会社などが企画、手配、販売・集客、実施を行い、出発地から旅行者を観光地に送り込む旅行パターン）。
伝統的建造物群保存地区	文化財保護法第143条第1項または第2項の規定により、市町村が、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの、及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、地域地区として都市計画決定、または条例で定めた地区。特に我が国にとって価値が高いと判断された地区は、日本の文化財保護法第144条の規定に基づき、市町村からの申出を受けて、国が重要伝統的建造物群保存地区に選定する。
道路交通センサス	道路交通の現況を把握し、将来の道路整備計画の立案資料とするため、国土交通省や関係機関が実施している全国規模の交通量及び道路現況調査。
特別用途制限地域	用途地域が定められていない都市計画区域内又は準都市計画区域内において、良好な環境の形成、保持を図る観点から必要な土地利用規制を行う地域。
都市機能	都市において活動する主体（住民・生活者、企業・事業者、行政体など）の多様なニーズに対応する機能。
都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、「土地利用」、「都市施設」、及び「市街地開発事業」に関する計画を総合的・一体的に定める計画。
都市計画区域	「一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域」として都道府県が指定する区域。
都市計画基礎調査	都市計画に関する基礎調査。都市計画法に基づき、概ね5年ごとに人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量などについて、現況及び将来の見通しを調査するもの。
都市構造	都市を形成する上で骨格となる交通体系、土地利用、自然環境などの全体的な構成。
都市施設	道路、公園、下水道など、円滑な都市活動を支え、良好な都市環境を確保する上で必要な施設。
土地区画整理事業	土地区画整理法に基づき、都市計画区域内において、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るために、土地の区画形質の変更や道路、公園、広場などの公共施設の新設又は変更を図る事業。
土地利用基本計画	国土利用計画法に基づき都道府県が定めるもので、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然閑居保全法などの個別規制法に基づく各種土地利用計画の上位計画にあたり、国土利用計画（全国計画及び都道府県計画）を基本に策定する。

【な行】

ニーズ	要求。需要。
農地転用	農地として登記してある土地を、他の用途に転用すること。
ノウハウ	経験などから修得した専門的な技術知識やその蓄積

【は行】

バリアフリー	社会生活における物理的・制度的な障害・障壁を取り除き、高齢者や障がい者にも使いやすいような状態。
ピクトグラム	情報や注意を示すために表示される視覚記号（サイン）
ビジット・ジャパン・キャンペーン	外国人旅行者の訪日を飛躍的に拡大し、2010年までに訪日外国人旅行者数を1,000万人にするという目標を達成するため、国、地方公共団体及び民間が共同して取り組んでいる戦略的訪日促進キャンペーン。

ホスピタリティ	心のこもったもてなし。手厚いもてなし。歓待の精神。
牧歌的	田舎風の、穏やかで素朴なさま。
ポテンシャル	可能性としての力。潜在的な力。立地ポテンシャルは、その土地（場所）が各種施設や機能を立地する可能性という意で使用。

【ま行】

まちづくり三法	改正都市計画法、大規模小売店舗立地法、中心市街地における市街地の整備改善および商業等の活性化の一体的推進に関する法律。1998年制定、2006年改正。
マニフェスト	宣言書。声明書。政党や候補者が政権獲得後に実施する政策を具体的に挙げ、実施時期と予算措置について明確に有権者に提示した文書（政権公約。政策宣言）。
モビリティ・マネジメント	ひとり一人の住民や一つ一つの職場組織等に働きかけ、自発的な行動の転換を促すことで「過度な自動車に頼る状態」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に利用する状態」への変えていく一連の取り組みで ・環境や健康などに配慮した交通行動を大規模かつ個人的に呼びかけていくコミュニケーション施策 ・交通システム運用改善等の交通需要マネジメント（TDM）施策 ・交通システムそのものの改善や新規導入 ・前記のお諸施策の実施主体の「組織の改変」や「新たな組織の構築」 等の各種施策を実施する。
最寄品	食料品・日用雑貨など消費者が近くの小売店で頻繁に購入するような商品。⇔買回品

【や行】

山裾	山の地形を高低差に基づき相対的に分類する空間属性の一。本計画では、ひとつの山に対し、「山麓」→「山裾」→「山腹」→「山頂」と分類する。
ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍・居住地の違いや、身体障害の有無、能力の如何、国籍などに左右されることなく、できるだけ多くの人が使いやすいように、施設、環境、製品などをデザイン（設計）すること。または、そのデザイン（設計）
用途地域	都市計画法に基づく地域地区の一種。市街地のそれぞれの地域において好ましい土地利用誘導や環境形成の方針に応じて12種類に分類し、建物の種類や大きさ、高さなどを定める。

【ら行】

ライフスタイル	生活様式。衣食住に限らず、行動様式や価値観なども含む。
ランドマーク	その土地の目印や象徴となるような建造物や山などの地形。
リーシング	商業施設の企画開発、運営、物件やマーケットニーズ、テナントニーズ等を見極め、マーケティング財務などの経営判断に基づき、適切なテナント誘致計画を立案し、実行する業務。
緑化地域制度	緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。
レクリエーション	仕事・勉強などの肉体的・精神的疲労をいやし、元気を回復するために休養をとったり娯楽を行ったりすること。また、その休養や娯楽。
連担	それぞれが拡大することで、連なり、相互に融合すること。

【アルファベット】

M I C E	企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、イベント、展示会・見本市(Event/Exhibition)の頭文字(※マイスと呼称)。多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。
N P O	Non Profit Organizationの略。社会的活動を行う非営利民間団体。特定非営利活動促進法(平成10年制定)により、認定団体には法人格が与えられる。



■ 嬉野市都市計画マスタープラン

平成24年6月発行

発行 佐賀県嬉野市

編集 嬉野市 建設部 建設・新幹線課

〒843-0392 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1185番地

TEL 0954-42-3311

URL <http://www.city.ureshino.lg.jp/>